

公益社団法人松戸青色申告会会費に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人松戸青色申告会（以下「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の入会金及び会費について定めるものとする。

(納入の義務)

第2条 本会に入会した者は、本会の定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金)

第3条 本会に入会した会員は、下記に定める入会金を納入しなければならない。

- | | |
|-------|--------|
| 1 正会員 | 2,000円 |
| 準会員 | 1,000円 |
- 2 次に掲げる者については、入会金を免除する。
- (1) 会員の事業を継承した者
 - (2) 本会の準会員で、正会員に移行した者
 - (3) 本会の正会員で、準会員に移行したもの
 - (4) 他の青色申告会の会員で移入した者
 - (5) 理事会で特別に定めた期間に入会した者

(会費の額)

第4条 会費の額は、次の各号に定めるところによる。

- 1 正会員の会費は、18,000円（年間）とし、支払いは半年ずつとする。
- 2 準会員の会費は、9,000円（年間）とし、支払いは半年ずつとする。
- 3 次に掲げる者に対しては、会費を免除する。
 - (1) 理事会で特別に定めた者

(会費の納期)

第5条 本会の会費は、原則4月と10月の2回に半年ずつの納入とする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合には、分割での納入も認める。

(中途入会者)

第6条 本会の会計年度の途中で入会した者は、会計上期(自4月1日至9月30日)は、入会した月から会計上期末までの月割計算(月額1,500円)による会費を、会計下期(自10月1日至3月31日)は一律9,000円の会費を、入会日から1ヶ月以内に納入しなければならない。

(中途退会者)

第7条 本会を退会した者は、退会日の属する半期の会費を納入しなければならない。また、既納の会費は、定款第7条2項の規定により返還しない。ただし、以下に該当する者は、この限りでない。

- 1 退会理由が転出等で、退会の届出があった日以降本会を利用しないことが明らかなる者については、退会の月までの月割計算(月額1,500円)による会費を納入する。
- 2 会長がやむを得ない場合と認めた者は、会費の納付を免除し、既納の会費がある場合には、納入された会費を返還する。

(会費の未納者)

第8条 会費の未納のある者については、定款第10条第1項の規定により、会員資格を喪失する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経てこれを行う。

(附 則)

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。